

○【市－８－１－１】業務委託契約条項８（建設コンサルタント等） 新旧対照表

○【市－８－１－２】業務委託契約条項８（建設コンサルタント等（建築士法別紙の記述追加）） 新旧対照表

○【上下－８】（上下水）業務委託契約条項８（建設コンサルタント等） 新旧対照表

改正前	改正後	適用期日
（業務主任技術者等） 第４条 （略） ２ 委託者は、業務主任技術者その他受託者の業務従事者について、業務の執行に著しく不相当と認めるときは、受託者に対してその理由を明示して、交替を求めることができる。 ３ （略） <u>（契約保証金）</u> 第８条 受託者は、<u>この契約による債務の不履行により生じる委託者の損害をてん補するため、頭書の額の契約保証金を委託者に納入しなければならない。</u>ただし、委託者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。	（業務主任技術者等） 第４条 （略） ２ 委託者は、業務主任技術者その他受託者の業務従事者について、業務の執行に著しく不相当と認めるときは、受託者に対してその理由を明示して、交替<u>その他の必要な措置をとること</u>を求めることができる。 ３ （略） <u>（契約の保証）</u> 第８条 受託者は、<u>この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。なお、委託者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。</u> <u>（１） 契約保証金の納付</u> <u>（２） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</u> <u>（３） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号。第１９条において「保証事業法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</u> <u>（４） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</u> <u>（５） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</u>	決裁日

3 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

2 委託者は、受託者が履行保証保険契約（定額特約てん補付）を締結し、保証証券を委託者に寄託した場合は、前項の契約保証金は免除する。この場合において、その保険金額は、委託料の100分の10以上とする。

4 受託者は、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

（新設）

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上（ただし、千円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた金額）としなければならない。

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第30条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 受託者は、第1項第1号の場合において、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

（著作権の譲渡等）

第10条の2 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

	<u>3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。</u> <u>4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。</u> <u>5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第12条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。</u> <u>6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。</u> <u>（意匠の実施の承諾等）</u> <u>第13条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは建築物若しくは成果物を利用して完成した構造物若しくは建築物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。</u> <u>2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。</u>
（新設） （検査及び引渡し） 第17条 （略） 2 （略）	<u>（検査及び引渡し）</u> 第17条 （略） 2 （略）

5 この契約において給付に係る目的物がある場合、受託者は、第2項の検査又は第3項の再検査に合格したときは、当該目的物を委託者に引き渡すものとする。	3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
3 受託者は、前項の検査の結果が不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。	4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。 (委託料の支払)	5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。 (削る) (委託料の支払)
第18条 受託者は、前条第2項の検査又は前条第3項の再検査に合格した後（前条第5項の引渡しをした場合にあつては、その引渡しを行った後）、書面をもって、委託料の支払いを請求するものとする。	第18条 受託者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、書面をもって、委託料の支払いを請求するものとする。
2 (略)	2 (略)
3 委託者の責めに帰すべき理由により委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息を委託者に請求することができる。	3 委託者の責めに帰すべき理由により委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息（以下「遅延利息の率」という。）を委託者に請求することができる。
(新設)	(引渡し前における成果物の使用)
(前金払)	第18条の2 委託者は、第17条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。
	2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
	3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
	(前金払)

第19条 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期間を保証期限として同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書を委託者に寄託してその証書記載の保証金額の範囲内において、委託料の10分の3を超えない額の前払金を請求することができる。ただし、前払金額は10万円単位とする。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 前条第2項の規定は、第1項の前金払について準用する。

4 受託者は、第1項の前払金を業務に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

5 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合において、受託者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の3に相当する額を超えるときは、受託者は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を委託者に返還しなければならない。ただし、超過額が相当額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定めるものとする。

（新設）

7 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求する

第19条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、その証書記載の保証金額の範囲内において、委託料の10分の3を超えない額（10万円未満の端数があれば切り捨てる。）の前払金を請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 第18条第2項の規定は、第1項の前金払について準用する。

（削る）

4 受託者は、業務内容の変更その他の理由により著しく委託料が増額された場合において、その増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 受託者は、業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5に相当する額を超えるときは、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を委託者に返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。

7 委託者は、受託者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができ

ことができる。

(保証契約の変更)

第20条 委託料について前条第5項若しくは第6項の増額若しくは減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を変更した場合には、受託者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(新設)

(部分払)

第21条 受託者は、業務の完成前に、業務の出来形部分に対する業務料相当額の10分の9以内の金額を部分払金として請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。

2～4 (略)

5 前払金の支払いを受けている場合において、受託者が請求することができる部分払金の額は、前払金額に当該出来形部分に相当する委託料の業務委託料に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第26条 (略)

(1)～(4) (略)

2及び3 (略)

る。

(保証契約の変更)

第20条 委託料について前条第4項若しくは第5項の増額若しくは減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を変更した場合には、受託者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第20条の2 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第21条 受託者は、業務の完成前に、業務の出来形部分に対する業務委託料相当額(以下「出来高委託料」という。)の10分の9以内の金額を部分払金として請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。

2～4 (略)

5 前払金の支払いを受けている場合において、受託者が請求することができる部分払金の額は、前払金額に出来高委託料の委託料に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第26条 (略)

(1)～(4) (略)

2及び3 (略)

(解除の効果)

第36条 (略)

(解除に伴う措置)

(新設)

(新設)

4 前3項の場合において、受託者が設計共同体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者及び構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前3項の額を委託者に支払わなければならない。

5 第1項の規定に該当する場合においては、委託者は、催告することなくこの契約を解除することができる。

(解除の効果)

第36条 (略)

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第37条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第19条の規定による前払金があったときは、受託者は、第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第33条又は第34条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第19条の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があ

第37条 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失による滅失又はき損したときは、代品の納入、原状回復した上での返還、又は返還に代わる損害賠償のうち、委託者が指定する方法によらなければならない。

2 受託者は、この契約が解除された場合において、業務の出来形部分（第31条の規定（第35条の規定により準用する場合を含む。）に係る部分を除く。以下この条において同じ。）、器具、仮設物その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本条において「撤去費用等」という。）は、受託者が負担する。ただし、第33条又は第34条の規定によりこの契約が解除された場合の業務の出来形部分に係る撤去費用等については、この限りではない。
(新設)

(新設)

4 第2項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わな

るときは、受託者は、第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第33条又は第34条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品の納入、原状回復した上での返還、又は返還に代わる損害賠償のうち、委託者が指定する方法によらなければならない。

4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（第31条の規定（第35条の規定により準用する場合を含む。）に係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。以下この条において同じ。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第11条第4項の規定による再委託先が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項によるときは受託者が負担し、第33条又は第34条によるときは委託者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。

6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わな

いときは、委託者は受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者による処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができない。

5 前項の場合において、受託者は、委託者が支出した撤去費用等（第3項ただし書きの規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

6 第1項前段に規定する受託者の取るべき措置の期限、方法等については、委託者が定める。ただし、本契約の終了が第33条及び第34条による場合は、受託者がこれを定めるものとする。

(新設)

(損害賠償)

第39条 受託者は、この契約で別に定めるほか、委託者に損害を与えたときは直ちに委託者に報告し、損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、損害の賠償についてはこの限りではない。

2 受託者は、この契約の履行に関し、第三者（委託者の職員を含む。）に損害を与えたときは、委託者の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

いときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者による処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

(削る)

7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項によるときは委託者が定め、第33条又は第34条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(一般的損害)

第39条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項又は第3項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第39条の2 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事

由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

○【市－８－２】業務委託契約条項８－２（建設コンサルタント等・複数年度債務負担行為） 新旧対照表

改正前	改正後	適用期日
（業務主任技術者等） 第４条 （略） ２ 委託者は、業務主任技術者その他受託者の業務従事者について、業務の執行に著しく不相当と認めるときは、受託者に対してその理由を明示して、交替を求めることができる。 ３ （略） （契約保証金） 第８条 受託者は、<u>この契約による債務の不履行により生じる委託者の損害をてん補するため、頭書の額の契約保証金を委託者に納入しなければならない。</u>ただし、委託者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。 <u>３</u> <u>受注者</u>は、前項の規定による<u>保証証券</u>の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、<u>発注者</u>が認めた措置を講ずることができる。この場合におい	（業務主任技術者等） 第４条 （略） ２ 委託者は、業務主任技術者その他受託者の業務従事者について、業務の執行に著しく不相当と認めるときは、受託者に対してその理由を明示して、交替<u>その他の必要な措置をとることを</u>求めることができる。 ３ （略） （契約の保証） 第８条 受託者は、<u>この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。なお、</u>委託者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。 <u>（１）契約保証金の納付</u> <u>（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</u> <u>（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号。第１９条において「保証事業法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</u> <u>（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</u> <u>（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</u> <u>２</u> <u>受託者</u>は、前項の規定による<u>保険証券</u>の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、<u>委託者</u>が認めた措置を講ずることができる。この場合におい	決裁日

て、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

2 委託者は、受託者が履行保証保険契約（定額特約てん補付）を締結し、保証証券を委託者に寄託した場合は、前項の契約保証金は免除する。この場合において、その保険金額は、委託料の100分の10以上とする。

4 受託者は、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

（新設）

て、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上（ただし、千円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた金額）としなければならない。

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第30条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 受託者は、第1項第1号の場合において、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

（著作権の譲渡等）

第10条の2 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該

(新設)

(検査及び引渡し)

第17条 (略)

2 (略)

5 この契約において給付に係る目的物がある場合、受託者は、第2項の検査又は第3項の再検査に合格したときは、当該目的物を委託者に引き渡すものとする。

著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第12条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(意匠の実施の承諾等)

第13条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは建築物若しくは成果物を利用して完成した構造物若しくは建築物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第17条 (略)

2 (略)

3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引

3 受託者は、前項の検査の結果が不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。 (委託料の支払) 第18条 受託者は、<u>前条第2項の検査又は前条第3項の再検査に合格した後（前条第5項の引渡しをした場合にあっては、その引渡しを行った後）</u>、書面をもって、委託料の支払いを請求するものとする。 2 (略) 3 委託者の責めに帰すべき理由により委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息を委託者に請求することができる。 (新設) (前金払) 第19条 受託者は、<u>公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）</u>と、契約書記載の<u>履行期間</u>を保証期限として<u>同条</u>第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結	<u>渡しを委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</u> 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。 (削る) (委託料の支払) 第18条 受託者は、<u>前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは</u>、書面をもって、委託料の支払いを請求するものとする。 2 (略) 3 委託者の責めに帰すべき理由により委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条<u>第1項</u>の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息（<u>以下「遅延利息の率」という。）</u>を委託者に請求することができる。 (引渡し前における成果物の使用) <u>第18条の2 委託者は、第17条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。</u> <u>2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</u> <u>3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</u> (前金払) 第19条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の<u>履行期限</u>を保証期限とする<u>保証事業法第2条</u>第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、<u>その証書記載の保証金額の範囲内において、委託料の10分の3を超えない</u>
--	--

<u>したときは、その保証証書を委託者に寄託してその証書記載の保証金額の範囲内において、委託料の１０分の３を超えない額の前払金を請求することができる。ただし、前払金額は１０万円単位とする。</u> ２ <u>受注者</u>は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、<u>発注者</u>が認めた措置を講ずることができる。この場合において、<u>受注者</u>は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 ３ <u>前条</u>第２項の規定は、第１項の前金払について準用する。 ４ <u>受託者は、第１項の前払金を業務に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u> ５ <u>業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合において、受託者は、その増額後の委託料の１０分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。</u> ６ <u>業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の１０分の３に相当する額を超えるときは、受託者は、その減額のあった日から３０日以内に、その超過額を委託者に返還しなければならない。ただし、超過額が相当額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定めるものとする。</u> (新設) ７ 委託者は、受託者が<u>前項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、<u>前項</u>の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>支払遅延防止法第８条の規定により財務大臣が定める率</u>で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)	額<u>(１０万円未満の端数があれば切り捨てる。)</u>の前払金を請求することができる。 ２ <u>受託者</u>は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、<u>委託者</u>が認めた措置を講ずることができる。この場合において、<u>受託者</u>は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 ３ <u>第１８条</u>第２項の規定は、第１項の前金払について準用する。 (削る) ４ 受託者は、<u>業務内容の変更その他の理由により著しく委託料が増額された場合において、その増額後の委託料の１０分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払い</u>を請求することができる。この場合においては、<u>前項</u>の規定を準用する。 ５ 受託者は、<u>業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の１０分の５に相当する額を超えるときは、その減額のあった日から３０日以内に、その超過額を委託者に返還しなければならない。</u> ６ <u>前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。</u> ７ 委託者は、受託者が<u>第５項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、<u>同項</u>の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>契約を締結した日における遅延利息の率</u>で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)
第２０条 委託料について前条<u>第５項</u>若しくは<u>第６項</u>の増額若しくは	第２０条 委託料について前条<u>第４項</u>若しくは<u>第５項</u>の増額若しくは

減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を変更した場合においては、受託者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(新設)

(部分払)

第21条 受託者は、業務の完成前に、業務の出来形部分に対する業務料相当額の10分の9以内の金額を部分払金として請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。

2～4 (略)

- 5 前払金の支払いを受けている場合において、受託者が請求することができる部分払金の額は、前払金額に当該出来形部分に相当する委託料の業務委託料に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第22条の4 (略)

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第36条の2第4項及び第5項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 業務料相当額 $\times 9 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額) $-$ {業務料相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金

減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を変更した場合においては、受託者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第20条の2 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第21条 受託者は、業務の完成前に、業務の出来形部分に対する業務委託料相当額(以下「出来高委託料」という。)の10分の9以内の金額を部分払金として請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。

2～4 (略)

- 5 前払金の支払いを受けている場合において、受託者が請求することができる部分払金の額は、前払金額に出来高委託料の委託料に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第22条の4 (略)

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第21条第4項及び第5項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 業務料相当額 $\times 9 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額) $-$ {業務料相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金

額／当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、頭書のとおりとする。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第26条 (略)

(1)～(4) (略)

2及び3 (略)

(解除の効果)

第36条 (略)

(解除に伴う措置)

(新設)

額／当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、頭書のとおりとする。ただし、河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第49条の2の規定により部分払を行う回数は、算入しない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第26条 (略)

(1)～(4) (略)

2及び3 (略)

4 前3項の場合において、受託者が設計共同体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者及び構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前3項の額を委託者に支払わなければならない。

5 第1項の規定に該当する場合においては、委託者は、催告することなくこの契約を解除することができる。

(解除の効果)

第36条 (略)

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第37条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第19条(第22条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受託者は、第26条第5項、第27条、

(新設)

第29条又は第30条第2項の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第33条又は第34条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第19条（第22条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第33条又は第34条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

第37条 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失による滅失又はき損したときは、代品の納入、原状回復した上での返還、又は返還に代わる損害賠償のうち、委託者が指定する方法によらなければならない。

3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品の納入、原状回復した上での返還、又は返還に代わる損害賠償のうち、委託者が指定する方法によらなければならない。

2 受託者は、この契約が解除された場合において、業務の出来形部分（第31条の規定（第35条の規定により準用する場合を含む。）に係る部分を除く。以下この条において同じ。）、器具、仮設物その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（第31条の規定（第35条の規定により準用する場合を含む。）に係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。以下この条において同じ。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第11条第4項の規定による再委託先が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本条において「撤去費用等」という。）は、受託者が負担する。ただし、

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げ

<u>第33条又は第34条の規定によりこの契約が解除された場合の業務の出来形部分に係る撤去費用等については、この限りではない。</u> (新設)	<u>る撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。</u> <u>(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項によるときは受託者が負担し、第33条又は第34条によるときは委託者が負担する。</u>
(新設) <u>4 第2項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者による処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができない。</u>	<u>(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。</u> <u>6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者による処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。</u>
<u>5 前項の場合において、受託者は、委託者が支出した撤去費用等（第3項ただし書きの規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。</u> <u>6 第1項前段に規定する受託者の取るべき措置の期限、方法等については、委託者が定める。ただし、本契約の終了が第33条及び第34条による場合は、受託者がこれを定めるものとする。</u>	(削る) <u>7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項によるときは委託者が定め、第33条又は第34条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。</u>
(新設) <u>(損害賠償)</u>	<u>8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。</u> <u>(一般的損害)</u>
<u>第39条 受託者は、この契約で別に定めるほか、委託者に損害を与えたときは直ちに委託者に報告し、損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであると</u>	<u>第39条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項又は第3項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損</u>

<u>きは、損害の賠償についてはこの限りではない。</u> <u>2 受託者は、この契約の履行に関し、第三者（委託者の職員を含む。）に損害を与えたときは、委託者の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。</u> （補則） 第41条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）及び河内長野市会計事務規則（平成8年河内長野市規則第9号）に従うものとし、その他は必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。	<u>害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。</u> （第三者に及ぼした損害） 第39条の2 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。 （補則） 第41条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、河内長野市契約事務規則及び河内長野市会計事務規則（平成8年河内長野市規則第9号）に従うものとし、その他は必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。	
--	--	--

○【上下－８－２】（上下水）業務委託契約条項８－２（建設コンサルタント等・複数年度債務負担行為） 新旧対照表

改正前	改正後	適用期日
（業務主任技術者等） 第４条 （略） ２ 委託者は、業務主任技術者その他受託者の業務従事者について、業務の執行に著しく不相当と認めるときは、受託者に対してその理由を明示して、交替を求めることができる。 ３ （略） （契約保証金） 第８条 受託者は、<u>この契約による債務の不履行により生じる委託者の損害をてん補するため、頭書の額の契約保証金を委託者に納入しなければならない。</u>ただし、委託者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。 <u>３ 受注者</u>は、前項の規定による<u>保証証券</u>の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合におい	（業務主任技術者等） 第４条 （略） ２ 委託者は、業務主任技術者その他受託者の業務従事者について、業務の執行に著しく不相当と認めるときは、受託者に対してその理由を明示して、交替<u>その他の必要な措置をとることを</u>求めることができる。 ３ （略） （契約の保証） 第８条 受託者は、<u>この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。なお、</u>委託者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。 <u>（１）契約保証金の納付</u> <u>（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</u> <u>（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号。第１９条において「保証事業法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</u> <u>（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</u> <u>（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</u> <u>２ 受託者</u>は、前項の規定による<u>保険証券</u>の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、<u>委託者</u>が認めた措置を講ずることができる。この場合におい	決裁日

て、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

2 委託者は、受託者が履行保証保険契約（定額特約てん補付）を締結し、保証証券を委託者に寄託した場合は、前項の契約保証金は免除する。この場合において、その保険金額は、委託料の100分の10以上とする。

4 受託者は、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

（新設）

て、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上（ただし、千円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた金額）としなければならない。

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第30条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 受託者は、第1項第1号の場合において、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

（著作権の譲渡等）

第10条の2 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該

(新設)

(検査及び引渡し)

第17条 (略)

2 (略)

5 この契約において給付に係る目的物がある場合、受託者は、第2項の検査又は第3項の再検査に合格したときは、当該目的物を委託者に引き渡すものとする。

著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第12条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(意匠の実施の承諾等)

第13条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは建築物若しくは成果物を利用して完成した構造物若しくは建築物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第17条 (略)

2 (略)

3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引

3 受託者は、前項の検査の結果が不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。 (委託料の支払) 第18条 受託者は、<u>前条第2項の検査又は前条第3項の再検査に合格した後（前条第5項の引渡しをした場合にあっては、その引渡しを行った後）</u>、書面をもって、委託料の支払いを請求するものとする。 2 (略) 3 委託者の責めに帰すべき理由により委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息を委託者に請求することができる。 (新設) (前金払) 第19条 受託者は、<u>公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）</u>と、契約書記載の<u>履行期間</u>を保証期限として<u>同条</u>第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結	<u>渡しを委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</u> 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。 (削る) (委託料の支払) 第18条 受託者は、<u>前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは</u>、書面をもって、委託料の支払いを請求するものとする。 2 (略) 3 委託者の責めに帰すべき理由により委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条<u>第1項</u>の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息、<u>（以下「遅延利息の率」という。）</u>を委託者に請求することができる。 (引渡し前における成果物の使用) 第18条の2 委託者は、第17条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払) 第19条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の<u>履行期限</u>を保証期限とする<u>保証事業法第2条</u>第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、<u>その証書記載の保証金額の範囲内において、委託料の10分の3を超えない</u>
--	--

<u>したときは、その保証証書を委託者に寄託してその証書記載の保証金額の範囲内において、委託料の１０分の３を超えない額の前払金を請求することができる。ただし、前払金額は１０万円単位とする。</u> ２ <u>受注者</u>は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、<u>発注者</u>が認めた措置を講ずることができる。この場合において、<u>受注者</u>は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 ３ <u>前条</u>第２項の規定は、第１項の前金払について準用する。 ４ <u>受託者は、第１項の前払金を業務に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u> ５ <u>業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合において、受託者は、その増額後の委託料の１０分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。</u> ６ <u>業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の１０分の３に相当する額を超えるときは、受託者は、その減額のあった日から３０日以内に、その超過額を委託者に返還しなければならない。ただし、超過額が相当額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定めるものとする。</u> (新設) ７ 委託者は、受託者が<u>前項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、<u>前項</u>の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>支払遅延防止法第８条の規定により財務大臣が定める率</u>で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)	額<u>(１０万円未満の端数があれば切り捨てる。)</u>の前払金を請求することができる。 ２ <u>受託者</u>は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、<u>委託者</u>が認めた措置を講ずることができる。この場合において、<u>受託者</u>は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 ３ <u>第１８条</u>第２項の規定は、第１項の前金払について準用する。 (削る) ４ 受託者は、<u>業務内容の変更その他の理由により著しく委託料が増額された場合において、その増額後の委託料の１０分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払い</u>を請求することができる。この場合においては、<u>前項</u>の規定を準用する。 ５ 受託者は、<u>業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の１０分の５に相当する額を超えるときは、その減額のあった日から３０日以内に、その超過額を委託者に返還しなければならない。</u> ６ <u>前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。</u> ７ 委託者は、受託者が<u>第５項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、<u>同項</u>の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>契約を締結した日における遅延利息の率</u>で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)
第２０条 委託料について前条<u>第５項</u>若しくは<u>第６項</u>の増額若しくは	第２０条 委託料について前条<u>第４項</u>若しくは<u>第５項</u>の増額若しくは

減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を変更した場合においては、受託者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(新設)

(部分払)

第21条 受託者は、業務の完成前に、業務の出来形部分に対する業務料相当額の10分の9以内の金額を部分払金として請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。

2～4 (略)

- 5 前払金の支払いを受けている場合において、受託者が請求することができる部分払金の額は、前払金額に当該出来形部分に相当する委託料の業務委託料に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第22条の4 (略)

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第36条の2第4項及び第5項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 業務料相当額 $\times 9 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額) $-$ {業務料相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金

減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を変更した場合においては、受託者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第20条の2 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第21条 受託者は、業務の完成前に、業務の出来形部分に対する業務委託料相当額（以下「出来高委託料」という。）の10分の9以内の金額を部分払金として請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。

2～4 (略)

- 5 前払金の支払いを受けている場合において、受託者が請求することができる部分払金の額は、前払金額に出来高委託料の委託料に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第22条の4 (略)

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第21条第4項及び第5項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 業務料相当額 $\times 9 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額) $-$ {業務料相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金

額／当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、頭書のとおりとする。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第26条 (略)

(1)～(4) (略)

2及び3 (略)

(解除の効果)

第36条 (略)

(解除に伴う措置)

(新設)

額／当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、頭書のとおりとする。ただし、河内長野市上下水道部に係る契約に関する規程(平成28年河内長野市上下水道事業管理規程第9号)の規定により例による河内長野市契約事務規則(平成8年河内長野市規則第7号)第49条の2の規定により部分払を行う回数は、算入しない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第26条 (略)

(1)～(4) (略)

2及び3 (略)

4 前3項の場合において、受託者が設計共同体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者及び構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前3項の額を委託者に支払わなければならない。

5 第1項の規定に該当する場合においては、委託者は、催告することなくこの契約を解除することができる。

(解除の効果)

第36条 (略)

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第37条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第19

(新設)

第37条 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失による滅失又はき損したときは、代品の納入、原状回復した上での返還、又は返還に代わる損害賠償のうち、委託者が指定する方法によらなければならない。

2 受託者は、この契約が解除された場合において、業務の出来形部分（第31条の規定（第35条の規定により準用する場合を含む。）に係る部分を除く。以下この条において同じ。）、器具、仮設物その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

条（第22条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受託者は、第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第33条又は第34条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第19条（第22条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第33条又は第34条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品の納入、原状回復した上での返還、又は返還に代わる損害賠償のうち、委託者が指定する方法によらなければならない。

4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（第31条の規定（第35条の規定により準用する場合を含む。）に係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。以下この条において同じ。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第11条第4項の規定による再委託先が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本条において「撤去費用等」という。）は、受託者が負担する。ただし、第33条又は第34条の規定によりこの契約が解除された場合の業務の出来形部分に係る撤去費用等については、この限りではない。

（新設）

（新設）

4 第2項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者による処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができない。

5 前項の場合において、受託者は、委託者が支出した撤去費用等（第3項ただし書きの規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

6 第1項前段に規定する受託者の取るべき措置の期限、方法等については、委託者が定める。ただし、本契約の終了が第33条及び第34条による場合は、受託者がこれを定めるものとする。

（新設）

（損害賠償）

第39条 受託者は、この契約で別に定めるほか、委託者に損害を与え

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項によるときは受託者が負担し、第33条又は第34条によるときは委託者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。

6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者による処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

（削る）

7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項によるときは委託者が定め、第33条又は第34条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（一般的損害）

第39条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行う

<u>たときは直ちに委託者に報告し、損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、損害の賠償についてはこの限りではない。</u>	<u>につき生じた損害（次条第1項、第2項又は第3項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。</u>
<u>2 受託者は、この契約の履行に関し、第三者（委託者の職員を含む。）に損害を与えたときは、委託者の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。</u>	<u>（第三者に及ぼした損害）</u> <u>第39条の2 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u> <u>3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。</u> <u>4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。</u>
<u>（補則）</u> <u>第41条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、河内長野市上下水道部に係る契約に関する規程（平成28年河内長野市上下水道事業管理規程第9号）の規定により例による河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）及び河内長野市上下水道部会計規程（平成26年河内長野市水道事業管理規程第7号）に従うものとし、その他は必要に応じて委託者と受</u>	<u>（補則）</u> <u>第41条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、河内長野市上下水道部に係る契約に関する規程の規定により例による河内長野市契約事務規則及び河内長野市上下水道部会計規程（平成26年河内長野市水道事業管理規程第7号）に従うものとし、その他は必要に応じて委託者と受託者とが協議して定め</u>

託者とは協議して定めるものとする。		
-------------------	--	--